

## ◇ 泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき、二つの問題について一般質問いたします。

初めに、来年度の法改正が予定されている介護保険制度について質問いたします。

介護保険制度が施行され10年が経過しました。介護の社会化を目的に創設された制度ですが、現状では、全国で42万人に上る特養ホームの待機者や家族の介護に疲れ手にかけてしまうなどの介護事件の発生、家族介護や看護のため離職や転職をした人が年間10万人を超えるなど介護の社会化とはほど遠い事態となっています。

制度発足から三度の見直しがありましたが、そのたびに国民の費用負担がふえ、サービス利用が抑制され、事業所が受け取る介護報酬も下がっています。「国民年金だけの少ない年金から介護保険料や利用料の負担は重い。利用を抑えている」などという高齢者の声は、本当に切実です。ことし4月から5月にかけて日本共産党国会議員団が全国3,000カ所の事業所と都道府県政令市等140自治体に行った介護保険制度の見直しに向けてのアンケート調査では、「国民の保険料、利用料負担は限界、国庫負担増額を」という声が事業所、自治体とともに最も多く出されています。こうした声にこたえる見直しこそが、今一番求められていることですが、来年度の法改正に向けて社会保障審議会の介護保険部会がまとめた意見書は、逆に国民負担をふやし、介護サービスを縮小する方向が目白押しです。給付の重点化の名で、軽度者を保険給付の対象から外す軽度者切りの方向を鮮明にしました。意見書は、要支援者を市町村の判断で介護保険サービスの対象から外し、市町村任せの地域支援事業に移す仕組みの検討を求めています。今後の検討課題として、軽度の要介護者を介護保険から外すか利用料を2割にすることも挙げています。また、65歳以上の保険料は月平均5,000円を超える、年間所得200万円以上は利用料2割へ、介護施設の相部屋使用料の徴収、ケアプランの作成費用を取るなど、国民の願いに背を向けた国民負担増ばかりが目につきます。

このようなことが実行されれば、低所得者の介護保険サービス利用を一層困難にし、特にケアプランの有料化は、制度の入り口で排除される高齢者を大量に生み出すことになりかねません。また、施設の居住費の負担増は、低所得者に退所を迫り、待機者にすらなれない事態を広げるものです。自己責任、家族責任の介護から、社会で支える介護へと転換する制度改革こそが重要ではないでしょうか。そのためには、介護保険財政に占める国庫負担の割合を大幅にふやすことが

一番に求められていると思います。

住民の暮らしを守る自治体の首長として、国に対し、住民負担増が強まる見直しはやめるよう求めていくべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、国庫負担割合の引き上げ、国として介護保険料、利用料の減免制度をつくること、介護労働者の処遇改善を行うことも、あわせて国に要求すべきです。

さらに、町独自の保険料や利用料の軽減策を求めるものです。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の国の審議会は、本年11月に平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定に向け、当面必要となる法改正事項を中心に意見書を取りまとめたものであり、まだ決定されたものではございません。したがって、現時点では、制度の見直しが確定したわけではないことから、ご質問のような国庫負担の引き上げや保険料、利用料の減免制度の創設といった具体的な内容について要望する段階にはないものと考えております。

一方、12月8日に開催されました民主党の厚生労働部門会議におきましては、意見書の内容につきまして、ケアプランの有料化や軽度者の利用料の引き上げについては行わないこと、高所得者の利用料の引き上げや多床室の室料自己負担化については慎重な検討を求めるといった提言案を了承した旨の報道もありますことから、本町といたしましても、国における今後の議論には十分に注視し、必要に応じた対応を検討してまいりたいと考えております。

また、ご存じのとおり本町は、2市1町で構成する広域市町村圏組合を保険者として介護保険制度を実施しているところであり、議員ご質問のような町独自の保険料や利用料の軽減は難しいものと考えますが、本広域市町村圏組合では、2市1町に居住する低所得者が特別養護老人ホーム等の施設に入所した場合には、施設利用が困難とならないよう、本来自己負担となる居住費や食費について申請に基づき自己負担の限度額を設定するなど、低所得者の方に対する措置を保険者として実施しているところです。

現時点では、制度改正の内容が確定していない状況であることから、今後制度改正の内容が判明した時点において、保険者である広域市町村圏組合において議論をしていくこととなりますことをご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 大体予想していたようなご答弁だと思いますけれども、一つ、広域市町村圏組合が保険者などというのは、以前からも出されてご答弁されているわけですが、聞くところによりますと、広域の組合でこのような要望をすると、それは各市町村で話し合うべきことだと、こういうような答弁もいただいたときがあるようなことも聞いております。私は、いつも思うんですけれども、なかなかこういう問題、国の問題ですので、各自治体で大変難しいことはあるとは思いますが、一番身近な住民の近くにいる末端の自治体から声を上げていくということが一番大事なことだと思います。

そして、広域議会であっても、その構成の市町村が町の高齢者福祉という立場で、やはり身近なところで住民の暮らしを守っていく、こういう考えに立って運動を進めていく。そうすると、それが広がって広域で話し合われ、そしてそれが広がって国が国民の声を聞いていくという、そういう運動が私は本当に大事ではないかと、こういう問題を論ずるときに常に思っていることですけれども、町長、その点はいかがでしょうか。

それから、もう一つ、まだいろいろなことが決定していない、市議会の意見だということですが、そういうときだからこそ、決まってしまう前に、やはり末端から、こういう危険な動きがあるという、そういう段階で声を上げていくことが求められていると思います。その点いかがでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 1点目の再質問にお答えしますが、議員おっしゃるとおりだと思っています。ですので、先ほどのような答弁をさせていただきました。ご理解をいただきたいと思っています。

それから、2点目の件ですが、まだ確定的でないことが政府において違う方向に決まるという事例が、これまで散見されることもありますことから、今般の事例につきましても、先ほど答弁で申しましたとおり政権与党の方が国の審議会が出した内容について否定的な見解を持っているという段階においては、声を上げることが妥当か否かという判断から、先ほど申したような答弁をさせてもらいましたので、ぜひご理解いただきたいと思っています。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） お考えはわかりました。

一つ、繰り返しになりますが、介護保険制度も、またいろいろ今まで質問してきた高齢者問題や国保問題もそうですけれども、この制度に国庫負担を国がもっともっと引き上げていくという、こういう方向が本当に求められていると思います。

そして、このことは制度が見直しされるたびにといいますか、各自治体からいろいろ国庫負担引き上げよの声は、自治体や、あとは施設関係者、そういうところからいつも上がっていることだと思います。全国市長会では、毎年のように国庫負担引き上げを国に要望しているように聞いておりますけれども、町村長のところでは、町村会としては、そのようなことはどのようになっているのでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 全国町村会に向けて秋田県町村会が要望を全国展開するべきものとしての要望事項の中にはなかったように記憶していますが、ただ、国に求める、政府に求める要望事項に秋田県町村会が要望事項としてまとめた項目は多々ありまして、その中には介護保険制度についての要望があったことを記憶しています。

ただ、そのことが5割というふうな形で明言されていたかどうかは、現時点で資料手持ち合わせありませんので、明言できませんが、いずれ介護保険に係る地元の要望については、秋田県町村会として国に対する制度要望の中で取り上げていたというふうに記憶しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） それでは、次の質問事項に移っていただきます。

○9番（泉 美和子君） それでは、住宅リフォーム助成制度について質問いたします。

3度目の質問ですけれども、県も来年度継続の方向を示しておりますので、ぜひ前向きのご答弁を期待するものであります。

秋田県がことし3月から実施している住宅リフォーム緊急支援事業は、地域経済への波及効果の大きさを実証しています。いまやこの制度は、「秋田県のように」ということで他県にも大きく広がってきています。ことし10月29日現在で、申請1万1,697件、補助総額は16億4,700万円になり、工事費は252億2,500万円に達しました。補助による効果は15.3倍、世帯利用率は2.95%です。県内経済への波及効果は396億円と推計されています。工事を請け負った72%は建築業者であり、その42%は個人であり、工事額でも45%を占めており、長期の不景気で苦しんでいる大工さんや左官屋さんが大変助かっております。今年度全体では512億円の経済波及効果と発表されております。潜在的な住宅リフォーム需要をすくい上げ、それを町の工務店など地域の中小業者への仕事に結びつけるこの制度は、補助金を活用して新たな需要を掘り起こす取り組みとして住民にも中小業者にも大変喜ばれています。引き続き事業の継続を求める声が建築関連業者などからも出されており、堀井副知事は、我が党の申し入れに対し、助成制度は民間の需要を掘り起こし大きな成果を上げている。個々の業者の生の声も届いている。それらを受けとめて対処したいと答えていましたが、8日の県議会一般質問に佐竹知事が、引き続き来年度も事業を継続していきたいと

答弁しました。ぜひこの機会に当町でも実施すべきではないでしょうか。県内25市町村中20市町村が、県制度と併用可能な何らかの制度を導入しています。当町での耐震診断と耐震改修、太陽光発電システムの設置、公共下水道及び農業集落排水接続工事への助成の利用状況はどうなっているのかお伺いいたします。

市町村によっては、県制度と併用すると30%補助や限度額50万円になる市町村もあります。このようなところでは、リフォーム件数も大きく、職人さんたちのあいさつは、前年までの「仕事がないな」から「お互い忙しいね」に変わったとのことでした。

当町での県制度の利用状況は169件、4億3,395万円となっています。景気低迷が長期化し、自治体が地域経済循環型の仕事おこしで中小業者への仕事に結びつけるこの制度の役割は、大変大きいものがあると思います。県制度のように広くいろいろな方面に使えるような住宅リフォーム助成制度の実施を求めるものですが、ご見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住宅リフォームに関連する市町村単独事業の取り組み状況は、議員がおっしゃいましたとおり、全く実施していない市町村が5市町村、県事業と併用可能な制度を実施している市町村が20市町村で、本町は後者の枠組みに入っておりますことをまずご理解をいただきたいと思っております。

さて、県が実施している住宅リフォーム緊急支援事業ですが、県からの情報によりますと11月末現在の美郷町内の利用件数は180件で、関係工事費の額は、総額4億6,664万円となっております。

また、町が実施している事業につきましては、11月末現在で公共下水道への接続助成が12件、農業集落排水への接続助成が2件となっているほか、太陽光発電システム設置助成については、これまでの助成件数が15件あり、今後4件の追加申請予定者がおりますので、今定例会に補正計上しているところです。よろしくご審議をお願いいたします。

一方、耐震改修については、問い合わせはあるものの利用者はない状況ですので、今後、施策の周知をさらに進めていくこととしております。

議員ご質問の県事業に全面的に併用できる町の助成については、以前にも答弁いたしましたが、基本的に個人所有住宅への公金支出には施策としての事業目的や事業効果などに説明責任が伴うと認識しておりましたが、議員もおっしゃいましたが、今般、県が経済対策として来年度も実施

することを明言いたしましたので、町としましても、行政課題の解決を目的とした今年度の町単独事業は、来年度も継続しながら別途経済対策としての取り組みについて新たに整理をし、対応できる工事内容などについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） ぜひ今後の実施に向けてご検討いただきたいと思います。個人の財産形成に税金を投入するのはどうかという、これはいろいろこれまでも言われてきたことでありますけれども、住民の大事な税金であるからこそ、こういう地域経済が元気になるものに使われて循環させていくということは、本当にみんなが喜ぶことだと思いますので、重ねて要望して終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。